

長崎県立長崎北高等学校いじめ防止基本方針

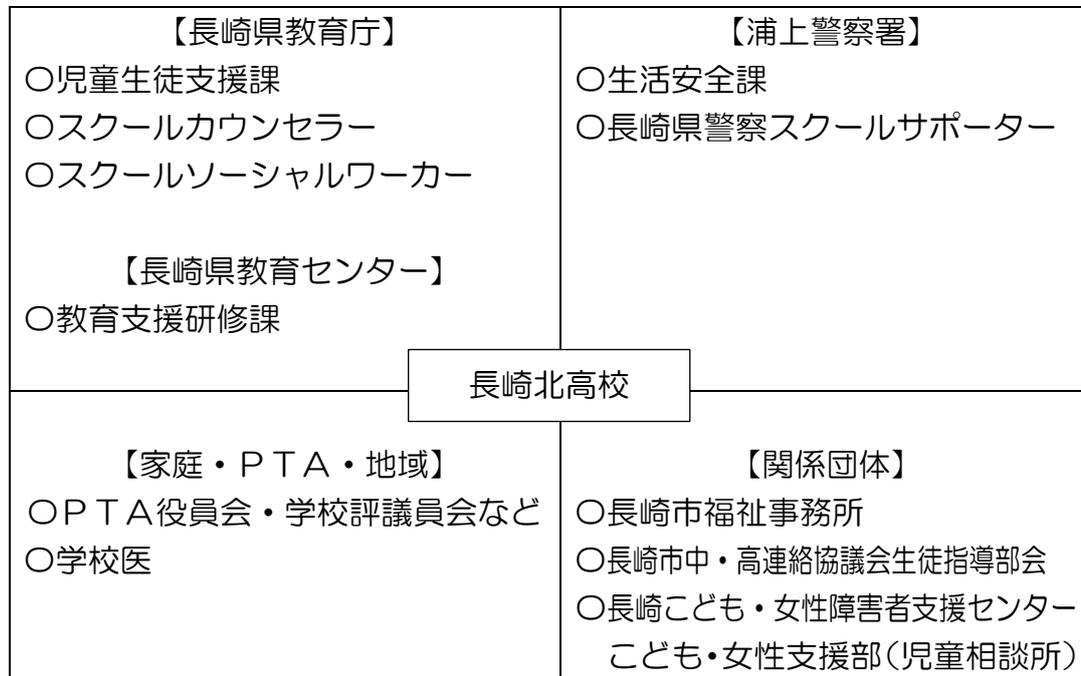
1 基本方針で目指す生徒像について

「両道頭揚」の精神のもと、節度ある学校生活の中で、学業、部活動のみならず広く学識や社会性を養い、体育活動や文化活動に積極的に取り組むとともに、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを持つ、心豊かでたくましい人間をめざして努力する生徒。

2 いじめ対策委員会、組織について

校長、教頭、生徒指導部主任、保健・相談部主任、教務部主任、各学年主任、養護教諭、保健・相談部員、当該担任、当該部活動顧問、第三者（学校評議員・PTAなど）などからなる、いじめ防止対策の委員会を設置し、必要に応じて随時開催する。

3 P T A 及び関係機関等の連携について



4 いじめの防止について

〈教職員の取組計画〉

(1) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を堅持し、日常生活においても生

徒に示していく。

- (2) 学校として特に配慮が必要な生徒（障害のある生徒、海外から帰国するなど外国につながる生徒、性同一性障害や性的志向・性自認に係る生徒など）や、被災生徒（東日本大震災や原発事故、その他の風水害などの自然災害にあった生徒）に対して適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。
- (3) 学年会、生徒指導部会、保健・相談部会等で生徒一人一人の情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
- (4) 教職員の積極的な校内行事への参加により、生徒と教職員との人間関係の円滑化を図る。
- (5) 学校間や関連諸機関との連携協力体制を整備し、情報交換を進める。
- (6) 情報モラル（スマートフォンやSNSなど）の指導を随時実施する。
- (7) 教職員のいじめに対する感性を高めるとともに人権感覚や教育相談スキル向上の研修を行う。
- (8) 学校だより、相談だよりを定期的に発行するとともに、学校ホームページを随時更新することで学校の取組を保護者に知らせる。
- (9) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の実施項目に位置づけて実施する。

〈生徒の取組計画〉

- (1) いじめの問題や命の大切さを考える活動などを、授業はもとより学校における様々な活動を通じて主体的に行う。
- (2) 学年および学級活動に積極的に参加し、人間関係の円滑化を図るとともに、集団への適応能力を向上させる。
- (3) 部活動に積極的に参加することにより、友人を増やし、コミュニケーション能力を向上させる。
- (4) 地域とのふれあいを重視し、感性を豊かにする体験活動に積極的に参加する。（近隣神社の清掃、特別養護老人ホームボランティアなど）

〈保護者の取組計画〉

- (1) 家庭内における子どもの観察に努めるとともに、学校への報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事やPTA行事、講演会、学校開放期間などに積極的に参加し、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

5 いじめの早期発見について

〈教職員の取組計画〉

(1) 連携の構築

- 定期的に個人面談や保護者面談を行う。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や行政などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- 学校以外の相談窓口（いじめ相談ホットライン、メール相談窓口、親子ホットライン）について周知・広報を行う。

(2) 校内活動

- 欠席、遅刻、早退の理由を正確に把握する。
- 学級日誌や生活の記録のコメントなどをとおして、信頼関係を構築するとともに、生徒の状況を把握する。
- 生徒指導部及び全職員による定期的な登下校指導や、休み時間における校内巡視により、生徒の表情や様子を確認する。）
- 生徒の変化に気づいた場合、メモを取るなど、教職員がいつでも情報を共有できるよう工夫を行う。

(3) 検査、調査

- 教育相談テスト、悩み調査の実施。

(4) 相談体制の整備

- 教育相談室の利用促進。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教委の巡回相談の活用など）

〈生徒の取組計画〉

- (1) 学級活動に積極的に参加し、人間関係の円滑化を図る。
- (2) 部活動に積極的に参加することで友人を増やし、早めに相談できる環境をつくる。
- (3) 保護者や先生以外にも相談できる機関や窓口があることを理解する。

〈保護者の取組計画〉

- (1) 子どもの観察に努めるとともに学校への報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事やPTA行事、講演会、学校開放期間などに積極的に参加し、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

6 いじめに対する措置について

〈教職員の取組計画〉

- (1) 複数の教職員による速やかな事実確認を行い、いじめ対策委員会を開催して解決を図る。
- (2) 被害生徒・保護者への保護・支援に努めるとともに、保護者・関係機関との報告・連絡・相談を密にする。
- (3) 加害生徒に対して毅然とした指導をするとともに、保護者への助言を行い、保護者・関係機関との報告・連絡・相談を密にする。
- (4) 加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを認識させるとともに、自らの行為の責任を自覚させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導する。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委及び警察署などと連携して対処する。

〈生徒の取組計画〉

- (1) 「いじめは許さない」「一人で悩まない」「お互いに助け合う」という雰囲気づくりに努める。

〈保護者の取組計画〉

- (1) 子どもをいじめから守り抜く姿勢を保持する。
- (2) 自分の子どもにいじめをさせない意思表示をする。
- (3) 子どもの変容を把握し、学校や関係機関との早期相談、連携に努める。

7 長崎北高校いじめ防止基本方針

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に取り組みます。
- (2) 「いじめ」の未然防止のために、人間関係や環境づくりに取り組みます。
- (3) 「いじめ」の早期発見と予防のために、相談の機会を多く持ちます。
- (4) 「いじめ」が発生した場合には、誠実に毅然として対処します。
- (5) 「いじめ」に関する教職員の感性与対応力を向上させます。

※附則 この方針は平成30年1月1日から施行する。